

横浜市消費生活総合センター条例

制定 昭和 49 年 6 月 15 日条例第 39 号
最近改正 平成 27 年 12 月 25 日条例第 80 号

(設置)

第 1 条 消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与するため、横浜市消費生活総合センター（以下「センター」という。）を横浜市港南区に設置する。

2 センターは、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する消費生活センターとする。

(事業)

第 2 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 消費者教育に関すること。
- (2) 消費生活に関する相談及び苦情の処理等に関すること。
- (3) 商品テストその他商品の実習に関すること。
- (4) 消費生活に関する資料の展示等に関すること。
- (5) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 消費者の主体的な活動のための施設の提供に関すること。
- (7) その他前各号に準ずる事業

(施設)

第 3 条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

- (1) 相談室
- (2) 商品テスト・実習室
- (3) 展示・情報資料室
- (4) 会議室

(開館時間及び休館日)

第 4 条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(消費生活相談を行う日時)

第 4 条の 2 センターにおいて法第 10 条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談の事務（法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に係るものに限る。）を行う日及び時間は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 4 条の 3 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) センターの施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第 2 条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、横浜市の消費生活に関する施策の方針を理解し、消費者教育及び消費者の主体的活動の支援並びに消費者被害救済のための事業を行っているものでなければならない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第11条第1項に規定する横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第4条の4 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第4条の5 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条の3第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（センター長及び職員）

第4条の6 指定管理者は、センターに、センターの事務を掌理するセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置かななければならない。

（消費生活相談員の配置）

第4条の7 指定管理者は、センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置かななければならない。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第4条の8 指定管理者は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力の実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修）

第4条の9 指定管理者は、センターにおいて消費生活相談等の事務（法第8条第2項各号に掲げる事務をいう。次条において同じ。）に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第4条の10 指定管理者は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用の許可）

第5条 第3条第4号に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、センターの施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) センターの設置の目的に反するとき。

- (3) センターの管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が必要があると認めたとき。

4 第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第6条 前条第1項の規定により第3条第4号に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第8条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、第5条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第5条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他センターの管理上支障があるとき。

(横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会)

第11条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務にかかる評価等について調査審議するため、横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成 10 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中横浜市消費生活総合センター条例第 1 条及び第 2 条の改正規定並びに同条例第 4 条の次に 2 条を加える改正規定は公布の日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の横浜市消費生活総合センター条例（以下「新条例」という。）第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後の新条例第 3 条第 4 号に掲げる施設の利用について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条第 2 項）

種別	単位	利用料金	
		平日	平日以外の日
第 1 会議室	1 日につき	4,000	3,200
第 2 会議室	同	4,000	3,200
第 3 会議室	同	7,000	5,600

(備考)

- 1 「1 日」とは、平日においては午前 9 時から午後 7 時までを、平日以外の日においては午前 9 時から午後 5 時までをいう。
- 2 「平日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日以外の日をいう。